

「浜田市電子契約サービス提供業務」事業者選定公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	質問			回答	
	日付	質問項目	質問内容	日付	回答
1	R7.6.2	仕様書、3 サービス内容及び要件 (2)機能要件オについて	「契約相手方はPC、スマートフォン等のマルチデバイスで操作が可能であること。」とあるが、本要件で記載されている「PC、スマートフォン等のマルチデバイス」にはタブレットを含む認識で相違ないか。	R7.6.4	ご認識のとおり、タブレット端末も含まれます。
2	R7.6.2	仕様書、3 サービス内容及び要件 (2)機能要件オについて	本要件で記載のある「マルチデバイスで操作が可能であること。」については、PC、スマートフォン、タブレットで仕様書内の3 サービス内容及び要件(2)機能要件アに記載のある基本機能を実行できる環境が必須という認識で相違ないか。	R7.6.4	ご認識のとおり、仕様書内3 サービス内容及び要件(2)機能要件アに記載のある基本機能を実行できることを要件としています。
3	R7.6.2	実施要領、10 受託者を選定するための評価基準 (1)エ その他の見積金額について	見積金額の評価については、絶対評価（一定の基準を下回る金額についてはすべて同一評価）、もしくは相対評価（他提案者と比較し、金額が安価な方が高評価）どちらとなるか。	R7.6.4	見積金額の評価は、絶対評価（一定の基準を下回る金額については、全て同一評価）となります。 なお、基準額は、公表していません。
4	R7.6.2	実施要領、10 受託者を選定するための評価基準 (1)エ その他の見積金額について	本提案における、最低制限価格の設定はあるか。	R7.6.4	最低制限価格の設定は、ありません。

「浜田市電子契約サービス提供業務」事業者選定公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	質問			回答	
	日付	質問項目	質問内容	日付	回答
5	R7.6.7	仕様書(2)機能要件 オ	仕様書3(2)機能要件オ「契約相手方はPC、スマートフォン等のマルチデバイスで操作が可能であること。」及び、先般公開された質問回答(No.2)について、確認のため質問いたします。 昨今、自治体が導入している電子契約サービスは、自治体が契約書を送信することが基本スタンスであると理解しています。これは、受信者にアカウント登録や費用負担を生じさせない・電子契約が誰でも享受できるサービスという公平性の観点や自治体が総合行政ネットワーク（LGWAN）という環境において、決裁済みの契約書の同一性を担保するためと理解しています（仕様書の目的にある「双方の利便性向上と業務効率化」が主たる事業と位置付けていると拝見しました）。 本要件は、事業の目的である「契約の相手方の双方の利便性向上」という観点を特に重視し、契約の相手方が外出先など場所を問わず、所有するスマートフォンやタブレット端末で、市から受信した契約書の内容確認や合意締結といった操作を円滑に行える環境を求める、という趣旨と理解してよろしいでしょうか。	R7.6.9	仕様書(2)機能要件オにありますように、契約相手方が利用できる環境となりますので、お見込みのとおりです。 なお、契約書等の送信は、当市が行う想定としているため、マルチデバイスなどにより契約相手方が契約書等を送信することは想定していません。